

林業死亡労働災害多発警報の発令について

林業関係者 各位

岩手県内では、林業における死亡労働災害が令和6年6月、7月に各1件発生し、2名の尊い命が失われ、極めて憂慮すべき事態となっております。

この緊急事態を受け、令和6年8月20日付け林災防発第125号により、「林業死亡労働災害多発警報（令和6年8月20日から11月末まで）」が発令されました。

つきましては、林業関係者のみならず木材製造業等、林業に関わる全ての事業体に対し、安全活動の一層の徹底をお願いいたします。

令和6年8月20日

林業・木材製造業労働災害防止協会
岩手県支部長 日當 和孝

本部	林業・木材製造業労働災害防止協会発表 会長 中崎 和久 令和6年8月20日発令 担当者：教育支援課長 庭山 佳宏 本部 ☎ (03) 3452-4981
支部	林業・木材製造業労働災害防止協会 岩手県支部 担当者：事務局長 伊藤 節夫 ☎ (019) - 624-2141

— 林業死亡労働災害多発警報発令 —

8月20日から林業労働災害再発防止対策の実施

林業・木材製造業労働災害防止協会会長（会長 中崎 和久）は、岩手県内の林業における死亡労働災害が多発していることから、岩手県支部に「林業死亡労働災害多発警報」を発令し、岩手県支部長に対して「林業労働災害再発防止対策（以下「再発防止対策」という。）」の実施を指示するとともに、中央の労働基準行政機関、中央の関係行政機関及び中央の林業関係団体に対して再発防止対策の実施について協力要請を行った。

1. 林業死亡労働災害多発警報の発令

岩手県では、林業における死亡労働災害が、令和6年6月と7月に連続して各月1件発生（速報値）した。

このため、岩手県支部に対して、「林業死亡労働災害多発警報」を発令した。

同警報は、下記警報発令期間中に発生しなかった場合に解除する。

なお、同期間中に死亡災害がゼロとなるまで、期間を1か月単位で延長して取り組む。

2. 実施事項

(1) 趣旨

岩手県内の林業における死亡労働災害の発生状況を踏まえ、警報発令期間中における林業の死亡労働災害がゼロとなることを目指し、次のとおり再発防止対策を実施する。

(2) 警報発令期間

令和6年8月20日から令和6年11月末（3か月後の月末）まで

(3) 取組団体等

主唱者 林業・木材製造業労働災害防止協会

実施者 林災防岩手県支部及び林業事業場

林業労働災害再発防止対策

1. 警報発令対象都道府県の支部長の取組事項

警報発令対象都道府県の支部長（支部事務局、分会事務局を含む）は、以下の事項について実施する。

(1) 会員事業場に対する指導の強化

警報発令対象都道府県の支部長名により会員事業主に対して、警報発令が発令された旨通知するとともに、死亡労働災害が発生した事業場に対する指導を集中的に行う。

(2) 都道府県労働局、都道府県森林組合連合会等に対する協力要請

警報発令対象都道府県の支部長名により都道府県労働局、森林管理署、都道府県林務担当部局、都道府県森林組合連合会等（傘下の事業場に対する周知徹底を含む）に、「林業死亡労働災害多発警報」が発令された旨通知するとともに、「林業労働災害再発防止対策」への協力要請を行う。

(3) 報道等の要請

該当する都道府県に「林業死亡労働災害多発警報」が発令され、「林業労働災害再発防止対策」の取組について、該当する都道府県林務担当部局、都道府県森林組合連合会等、報道機関に対して、報道を要請する。

また、このことについて該当する都道府県労働局ホームページへの掲載を要請し、広く周知・広報する。

(4) 事業発注機関への協力要請

事業の発注機関である国、都道府県、市町村等に対して、請負事業者に対する労働災害の防止に向けた協力要請を行う。

(5) 現場安全パトロールの実施

都道府県労働局、森林管理署、都道府県林務担当部局、都道府県森林組合連合会等と連携して、会員事業場等の現場安全パトロールを実施する。

(6) 林業死亡労働災害再発防止のため緊急集団指導の実施

都道府県労働局、森林管理署、都道府県林務担当部局、都道府県森林組合連合会等の協力の下、事業主を招集して、林業死亡労働災害再発防止のため緊急集団指導を実施する。

(7) 警報発令期間終了後も、「林業労働災害再発防止対策」が実効あるものとなるように、再発防止を図るためのフォローアップを実施する。

2. 警報発令対象都道府県の支部管内の事業主の取組事項

警報発令対象都道府県の支部管内の事業主は、以下の事項について実施する。

(1) 林業死亡労働災害再発防止のため緊急集団指導への出席。

(2) 経営トップとしてリーダーシップを発揮し、自主安全パトロールと一斉自主点検を実施する。

(3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践する。

- (4) 「林業労働災害再発防止対策」を事業場の労働者に周知徹底し、事業主として着実な取組を実践する。
- (5) 死亡労働災害多発地域の事業主は、同地域内の事業主と連携し、自主的な緊急安全パトロールを実施する。
- (6) 警報発令期間終了後も、「林業労働災害再発防止対策」が実効あるものとなるように、再発防止を図るためのフォローアップを実施する。

[重点取組課題]

- ① 伐木作業における安全な作業手順（伐倒の基本・立入禁止区域厳守）の遵守。
- ② 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の徹底。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09175.html
- ③ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づく措置の徹底。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09178.html
- ④ 林業作業現場で複数の労働者が作業を行う場合、作業計画の策定、適正な山割（上下作業の禁止）、合図等の措置の徹底。
- ⑤ 斜面での移動や作業時における墜落・転落防止措置の徹底。
- ⑥ 「リスクアセスメント実践マニュアル」〔林業版〕の着実な実施。
http://www.rinsaibou.or.jp/cont02/02_frm_risk.html
- ⑦ 荷役作業時における運送業者等との連携・調整の徹底。
- ⑧ 非定常作業における就業前の安全衛生教育の徹底。
- ⑨ 交通事故防止のため、交通労働災害防止のためのガイドラインの徹底。
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-49/hor1-49-41-1-0.htm>

3. 会員事業場等の労働者の取組事項

- (1) 労働者は、事業主が講ずる必要な事項を遵守する責務を自覚するとともに、「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践する。
- (2) 労働者は、「林業労働災害再発防止対策」の事業主の実施事項を積極的に実践する。

**「林業労働災害再発防止対策」
事業場の一斉自主点検の実施について**

林業・木材製造業労働災害防止協会

岩手県内の林業における死亡労働災害は、令和6年6月と7月に連続して毎月1件発生し、2人（速報値）の尊い生命が失われており、極めて憂慮すべき事態となっています。

当協会では、林業の死亡災害をこれ以上出さないようにするため、会長から会員の皆さまに「林業労働災害再発防止対策」の要請をさせていただき、事業場の一斉自主点検の実施をお願いすることといたしました。

これら死亡災害の内容を見てみますと、伐倒作業がらみのものが多く、それも、本来作業で守るべき安全確保のための基本的な作業手順を励行していないことに起因するものが多発しています。

さらに、高年齢労働者の死亡災害も多く発生しています。

この一斉自主点検の実施に当たっては、別添「林業事業場の一斉自主点検表」に基づき事業主自ら自主点検を行い、事業場（事業所及び作業現場）の安全を今一度確認してください。

この結果「いない」の項目にチェックが付いた場合には、直ちに事業主、労働者が一丸となり改善して、労働災害のない安全な職場づくりに取り組んでください。

また、この点検表を複写して、現場作業者の方々に配付いただき、作業者自身でも作業内容にチェックしてみてください。

自主点検を実施した事業場は、チェックした自主点検表を最寄りの当協会都道府県支部又は当協会本部に、ファックスにてご報告くださいますようお願いいたします。

なお、お送りいただいた点検表は、本労働災害再発防止対策以外には使用いたしません。

林業・木材製造業労働災害防止協会 教育支援課

FAX : (03) 3452-4984

☎ : (03) 3452-4981

林業・木材製造業労働災害防止協会 岩手県支部

(事業場名)

林業事業場の一斉自主点検表

事業場名		現場名		従業者数		名	
点検年月日	令和	年	月	日	点検者氏名		
	項 目				いる	いない	該当なし
日常の安全衛生の取組	1 林災防の集団指導会等の安全衛生講習会に積極的に参加しているか。						
	2 危険予知活動を定期的実施しているか。						
	3 リスクアセスメントを実践しているか。(§ 17)						
	4 事業場(事業所及び作業現場)を整理、整頓、清掃、清潔にしているか。						
	5 保護帽、耳栓、保護手袋、保護めがね、防護衣などを着用させているか。(§ 38)						
	6 作業開始前にミーティング(TBM等)を実施しているか。						
	7 作業用具等の作業開始前点検、月例点検等を定期的実施しているか。						
	8 機械に異常を認めた場合、直ちに補修その他の措置を行っているか。						
	9 履き物はスパイク付きのものを履いているか。						
	10 緊急連絡の方法を定め、作業者に周知しているか。(§ 24. 25)						
振動工具	1 振動工具管理責任者を選任しているか。(§ 39)						
	2 チェーンソーの点検整備、目立てを行わせているか。(§ 40, 41)						
	3 チェーンソーの操作時間(連続10分、1日2時間)を守らせているか。(§ 43)						
伐木作業	1 「つる」を10分の1程度残し、受け口と追い口を正しく切っているか。(§ 66)						
	2 枝がらみ、つるがらみの立木を伐倒する場合は、伐倒前にできる限りからんで いる枝やつる類を取り除いているか。(§ 75. 76)						
	3 伐倒作業等には、合図確認と指差し呼称を励行しているか。(§ 65)						
	4 立木を伐倒する場合は伐倒木の樹高の2倍以上の距離の範囲内に、近接して作業を行 う場合は高い方の樹高の2. 5倍の範囲内に、他の労働者を立ち入らせていないか。						
	5 かかり木処理作業は、フェリングレバー、けん引具などを使用して、適切なかかり 木処理を行っているか。(§ 70)						
機械関係	1 作業指揮者を定めているか。(§ 51)						
	2 ヘッドガード、防護柵、転倒時保護構造を有している機械を使用しているか。						
	3 立入禁止区域に他の労働者を立ち入らせていないか。						
刈払機作業	1 キックバックを防止するため、往復刈りはしないように作業を行っているか。						
	2 刈払機を用いて作業を行う場合は、5メートル以内を危険区域とし、他の労働者を 立ち入らせないこととしているか。						
	3 作業中の労働者に近づくときには、合図を行い、刈払機の刈刃が停止したことを確 認した上で近づいている。						
安全衛生教育等	1 雇入れ時及び作業内容変更時に安全衛生教育を実施しているか。						
	2 チェーンソーを使用する労働者に、特別教育及び能力向上教育を実施しているか。						
	3 機械集材装置、簡易架線集材装置又は架線集材装置を運転する労働者に、特別教育 及び能力向上教育を実施しているか。(§ 19、 § 20)						
	4 車両系木材伐出機械を操作する労働者に、特別教育及び能力向上教育を実施してい るか。(§ 20)						
	5 刈払機を使用する労働者に、安全衛生教育及び能力向上教育を実施しているか。						